平成２２年（フ）第３２８９号
愛知県小牧市新町３丁目67番地　サープラスリー蘭Ａ棟103号
債務者　松崎由香里（旧姓須貝）
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１１３２号
神戸市長田区神楽町５丁目３番25―214号
債務者　濵口　　渡
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３４９号
神戸市垂水区神和台３丁目20番地の16
債務者　樽本　恵子（旧姓山本）
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１３７８号
神戸市東灘区住吉宮町１丁目２番１―504号
債務者　川畑　源二
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４８２号
兵庫県三田市武庫が丘７丁目６番地　１棟109号、従前の住所兵庫県三田市西山２丁目４番84号
債務者　小橋　一夫
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５２３号
神戸市須磨区東落合１丁目３番172―601号
債務者　北原　生子
1　決定年月日時　平成22年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第５１号
山口県萩市大字須佐4676番地５
債務者　山根　徳之
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　山口地方裁判所萩支部

平成２２年（フ）第１３３号
山口県大島郡周防大島町大字平野27番地１
債務者　仙崎　　修
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３７号
山口県岩国市由宇町南２丁目７番10号
債務者　山本　宏子
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１３８号
山口県岩国市青木町３丁目44番18号
債務者　藤井　基幸
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　山口地方裁判所岩国支部

平成２２年（フ）第１０号
長崎県対馬市厳原町宮谷149番地　鈴木アパート102、前住所長崎県対馬市厳原町小浦372番地
債務者　斎藤　貞代（旧姓青木）
1　決定年月日時　平成22年12月３日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで　長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２０年（フ）第２４０１号
愛知県北名古屋市宇福寺天神209番地
債務者　近藤美佐子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２０年（フ）第２４０２号
愛知県小牧市大字小松寺513番地２　ハイツ味岡301号、申立時の住所三重県桑名市桑栄町１番地１　アトレ桑名1006号
債務者　近藤　　恵
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２０９号
愛知県あま市甚目寺郷前71番地
債務者　ＹＵＡＳＡオートこと　湯淺孝一郎
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２１０号
愛知県あま市甚目寺郷前71番地
債務者　湯淺　美香
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３３３４号
名古屋市西区新福寺町１丁目７番地　ジュネス21　203号
債務者　大西　崇之
1　決定年月日時　平成22年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第９９９号
北九州市門司区南本町２番２号　３号室
債務者　中園雄一郎
1　決定年月日時　平成22年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２２年（フ）第１２０８号
北九州市小倉北区上到津４丁目１番１号
債務者　岩根　貴子
1　決定年月日時　平成22年12月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年２月７日まで　福岡地方裁判所小倉支部第１民事部